

大泉町資源ごみ回収奨励金交付要項

大泉町資源ごみ回収奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

資源ごみの回収を行っている町内団体に対し、奨励金を交付することによりごみの減量化を推進し、環境保全と資源保護に寄与することを目的とします。

2 内容

交付対象団体	<ol style="list-style-type: none">1 大泉町の住民で構成された営利を目的としない団体で町長の承認を得た団体とします。2 町長の承認を得た団体は、毎年4月末日まで又は事業実施前に大泉町資源ごみ回収推進団体登録申請書（様式第1号）を提出しなければなりません。
交付基準	<p>交付対象団体が、資源ごみを廃品回収業者等に売却した量に応じ、1キログラムにつき7.6円を交付します。</p> <p>※ 「資源ごみ」とは、一般廃棄物のうち、一般家庭から排出されるもので、資源として再利用できる紙類、空瓶類、金属類及び布類をいいます。</p> <p>※ 奨励金の算定額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付します。</p> <p>※ 資源ごみの回収時に重量測定できない空瓶等については、別表換算表で換算した重量を売却重量とみなします。</p>

3 交付手続

交付申請の方法	<p>奨励金の交付を受けようとする団体は、事業実施後1か月以内に、大泉町資源ごみ回収奨励金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて、申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none">1 大泉町資源ごみ回収実績書（様式第3号）2 業者の仕切伝票等の写し
補助金の交付時期等	<p>提出された申請書類の審査を行い、適当と認めるときは、大泉町資源ごみ回収奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知します。</p>
補助金の返還等	<p>偽りその他不正な行為により奨励金を受けた団体があるときは、その団体は奨励金の全部又は一部を返還しなければなりません。</p>

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none">1 大泉町資源ごみ回収推進団体登録申請書（様式第1号）2 大泉町資源ごみ回収奨励金交付申請書（様式第2号）3 大泉町資源ごみ回収実績書（様式第3号）4 大泉町資源ごみ回収奨励金交付決定通知書（様式第4号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町環境整備課	電話 0276(63)3111
----------	-----------------